

## 佐賀県東部工業用水道規程第 1 号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(支出負担行為)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、管理者等は、<u>支出負担行為整理区分表甲の支出負担行為として整理する時期が支出決定のとき、月計総額が確定したとき、又は請求のあったときとなっている経費</u>（支出負担行為をするときに企業出納員に協議しなければならない経費を除く。）については、支出負担行為伺の作成を省略することができる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(支出負担行為)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、管理者等は、<u>次の各号に掲げる経費</u>（支出負担行為をするときに企業出納員に協議しなければならない経費を除く。）については、支出負担行為伺の作成を省略することができる。</p> <p>(1) <u>支出負担行為整理区分表甲の支出負担行為として整理する時期が支出決定のとき、月計総額が確定したとき、又は請求のあったときとなっている経費</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、支出負担行為伺の作成を省略することが適当と認められる経費</u></p> <p>4・5 略</p>

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。